

前回までの協議を踏まえた仮置き条文

※網掛け部分は加筆・削除部分

【議会の役割、活動原則】 ※両論併記

案 1

(議会の役割)

第〇条 大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される。

2 議会は、必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる。

案 2

(議会の役割)

第〇条 議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市民を代表して、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関の施策や事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書や決議等により、国等へ意見表明を行うこと。

(議会の活動原則)

第〇条 議会は、前条に定める役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を踏まえ、十分な討議のもとに議会運営を行うこと。
- (4) 市民参加を推進すること。
- (5) 議会の役割を不断に追及し、議会の改革に
  - 継続的に取り組むこと。
  - 必要に応じて取り組むこと。
  - 取り組むこと。

## 【議員の責務、活動原則】

### （議員の活動原則）

第〇条 議員は、市民の代表として、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。
- (2) 市民生活に関わる課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行い、行政監視に努めること。
- (4) [ 自らの活動  
自らの議会活動及び市民生活に関わる課題 ]  
について、積極的に情報提供を行うこと。
- (5) 自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めること。

### （議員の政治倫理）

第〇条 議員は、市民の代表として、重大な使命を有し及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

## 【会派の形成】

### （会派）

第〇条 議員は、理念や政策を共有する議員で会派を構成し、活動することが（も）できる。

- 2 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等との合意形成に努めるものとする。
- 3 議会は、議員が会派に属さないことで不利益をこうむることがないように努めるものとする（こうむらないこととする）。

## 【会議や情報の公開】

(会議及び情報の公開)

第〇条 (すべての) 会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、インターネット等で会議を中継するほか、情報を積極的に公開する。
- 3 議案に対する議員の賛否結果は公開するものとする。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を開催するものとする。

## 【市民参加、説明責任】

(市民参加)

第〇条 議会は、市民参加の機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 議会は、休日や夜間あるいは地域に出向いて会議を開催するなど、市民の参加手段の向上に努めるものとする。
- 3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努める。
- 4 請願者や陳情者は、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行うことができる。

## 【目的】

(目的)

第〇条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

## 【委員会等】

(委員会等)

第〇条 委員会については、大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）で定める。

- 2 各派代表者会及び全員協議会について必要な事項は、別に定める。

## 【議会と市長との関係】

(議会と市長等との関係)

第〇条 議会は、二元代表制の下、議事機関として、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

## 【行政政策等の形成過程の説明、行政評価】

(市長による政策の形成過程の説明)

第〇条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を

〔 求めるものとする。  
〔 求めることができる。

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

(行政評価)

第〇条 議会は、議会として行政評価を行う。

2 市長等は、評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする。

(議会への説明等)

第〇条 市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は総合計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にそれらの内容を説明し、意見を聞くよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

- 3 市長等は、予算の調製又は総合計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第〇条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）の策定又は変更

## 【政策形成】

(政策研究会形成等)

第〇条 議会は、政策立案や調査研究のため、政策研究会を設置することができる。

2 議会は、議員の議会活動を支援するため研修等の充実に努めるものとする。